

## 流山市上下水道局建設工事総合評価一般競争入札（特別簡易型）要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、本市上下水道局が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事について、総合評価方式を行うため、その実施に関する事務取扱について、法令及び他の要綱・要領等に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領において総合評価方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定による落札者決定基準の方法のうち、価格その他の条件が、同種工事の経験や工事成績など価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、本市上下水道局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とするものをいう。

### （適用対象工事）

第3条 この要領は、設計金額が130万円を超える工事で、流山市上下水道局入札契約審査会が定めた建設工事に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

### （学識経験者の意見の聴取等）

第4条 流山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、総合評価方式により入札を行う場合において、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、2名以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

### （入札参加者への周知）

第5条 管理者は、総合評価方式で入札を実施しようとするときは、流山市水道事業及び下水道事業会計規程（昭和43年流山市水道事業管理規程第1号）第102条で準用する流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）第126条第1項各号に掲げるもののほか、次の事項について周知させるものとする。

- （1）総合評価方式であること
- （2）価格以外の要素として技術力等を評価する項目（以下「評価項目」という。）
- （3）評価項目ごとの評価基準
- （4）落札者の決定方法
- （5）提出を求める総合評価に係る資料の内容
- （6）その他総合評価方式を行うために管理者が必要と認める事項

### （資料の提出）

第6条 総合評価方式に参加しようとする者は、次に掲げる事項の資料に必要な事項を記載し、提出するものとする。

- (1) 流山市上下水道局建設工事総合評価一般競争入札（特別簡易型）入札参加資格審査申請書（様式第1号）
  - (2) 官公庁等発注工事の施工実績等に関する事項（様式第2号）
  - (3) 評価項目の状況及び実績に関する事項（様式第3号）
  - (4) その他、評価項目について審査及び評価を行うために管理者が必要であると認める事項
- 2 管理者は、資料の提出期限後においては、提出された資料の訂正、差替え及び再提出を認めないものとする。

（評価項目、評価基準及び評価点の設定）

第7条 総合評価に係る評価項目、評価基準及び加算点については別に定める。

（評価点の算出）

第8条 評価点は、次の算式により算出するものとする。

評価点 = 加算点 + 価格点（加算方式）

加算点 = 価格点以外の加算点（30点満点）

価格点 =  $(70 \text{点} \times \text{最低入札金額} / \text{入札金額})$

（落札者決定の方法）

第9条 管理者は、評価点の最も高い者を落札者と決定する。

- 2 管理者は、評価点の最も高い者が2人以上いる場合においては、当該者の加算点に違いがある場合は当該加算点の高い者を落札者とし、当該加算点に違いがない場合は入札金額の低い価格をもって入札した者を落札者とし、入札金額に違いがない場合はくじにより落札者を決定するものとする。

（入札結果の公表）

第10条 管理者は、総合評価に係る資料の評価結果、入札価格および技術評価点等については公表するものとする。

（総合評価に係る資料の作成費用）

第11条 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は入札参加者の負担とする。

（その他）

第12条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて管理者が別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

この要領は平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附則（平成 23 年 1 月 1 日改正）

この要領は平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要領は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。